

令和8年度 川口市福祉・就労支援連携事業運営協議会 会議録

- 日 時 令和8年4月17日（金）午前10時00分
- 場 所 川口市役所第一本庁舎6階 601大会議室
- 出席者
- | | | |
|---------------------|--------|-----|
| 川口市長 | 岡村 ゆり子 | 会 長 |
| 川口地区雇用対策協議会長 | 小原 敏治 | 協議員 |
| 川口公共職業安定所長 | 千葉 直樹 | 協議員 |
| 川口市経済部長 | 安達 一広 | 協議員 |
| 川口市福祉部長 | 鎌倉 静香 | 協議員 |
| 埼玉労働局職業安定部職業安定課長 | 吉澤 久雄 | |
| 埼玉労働局職業安定部訓練課長 | 清水 隆一 | |
| 生活福祉1課長 | 大場 崇吏 | |
| 生活福祉2課長 | 金子 寛之 | |
| 川口公共職業安定所統括職業指導官 | 大西 英雄 | |
| 川口公共職業安定所就職支援ナビゲーター | 寺田 慎一郎 | |
| 生活福祉1課課長補佐 | 政本 克己 | |
| 生活福祉1課保護第4係長 | 飯田 悠一郎 | |
| 生活福祉2課保護第11係長 | 横山 申明 | |
| 生活福祉1課自立支援係長 | 石橋 夏樹 | |

○ 事務局

— 開会 午前10:00 —

事務局 司会進行

協議員の任期が令和8年3月31日をもって満了となっていることから、各協議委員に対し、令和8年4月17日から令和10年3月31日までの任期で委嘱書を岡村会長より交付。

オブザーバーとして、埼玉労働局の吉澤職業安定課長及び清水訓練課長を紹介。その後、事務局の職員を紹介。

本日の傍聴希望者は1名である。これより入室して頂く。

川口市福祉・就労支援連携事業運営協議会 議事要綱第3条第1項の規定に基づき、会議成立の旨を報告。

会 長 あいさつ

- 事務局 次第の4 生活保護の状況について、事務局より説明。
- 質疑なし —
- 議事要綱第2条第4項の規定により会長が議長となる —
- 議長 「議題（1）令和7年度 川口市福祉・就労支援連携事業報告について」を事務局に説明を求める。
- 事務局 — 事務局説明 —
- 質疑応答 —
- 協議員 「川口市就労支援コーナー相談実施状況」の令和7年度紹介件数の実績539件の内の就職者261名は、職業紹介に対する就職者の割合だが、この事業に限らず全体の職業紹介と就職者の割合はこの傾向と同様か。
- 事務局 539件は、ハローワークの求人を受ける際に発行される紹介状の総数である。この数字と就職者数に関係は特にない。また、補足だが、ハローワークの求人紹介で就職決定した場合は紹介就職としている。紹介就職者数は、令和7年度261名のうち146名、紹介就職率約56%である。残りの44%は、様々な手段により自ら就職したということである。
- 協議員 「令和7年度職業紹介実績の分析」の目標値330人はどのような算出方法により設定したのか。
- 事務局 前年度の就職者数の実績を考慮し算出している。また、就職者数とともに新規の支援対象者数の目標値を設定しており、令和7年度は474名である。支援対象者数の目標値は、就職者数の目標値を労働局から示される目標就職率69.6%で割り戻したものである。
- 協議員 就職支援セミナー（生活保護受給者対象）について、どのような世帯を対象に周知しているのか。
- 事務局 生活保護受給者を対象に年2回実施するもので、管理職の会議にて日程、内容等を案内した後、管理職からケースワーカーに対しセミナーの内容を伝え、参加者の募集をしている。内容は1回目、2回目とも同様で、定員は各15名、合計30名の募集となっている。
- 協議員 タイトルが「採用を勝ち取る！面接のポイントと対策」と、モチベーションの高い内容と受け取れる。生活保護受給者が対象であれば、就職しやすい指導の

セミナーとし、ハードルを下げたほうがよいと思う。

議長 意見としていただく。
そのほか質疑等あるか。

－ 質疑等なく議題（１）は了承された －

議長 「議題（２）令和８年度 川口市福祉・就労連携事業計画（案）」について事務局に説明を求める。

事務局 － 事務局説明 －

協議員 就職支援セミナーの開催は、昨年同様３月に２回予定しているのか。
３月に２回開催するのではなく、就職先の都合を考慮し、例えば４月や９月に開催するなど、時期をずらしてはどうか。

事務局 平成２３年から１５年間、支援コーナーの業務として支援セミナーを開催しているが、春先の４月、５月は人事異動等があること、夏場は就労支援コーナーとして８月を中心に児童扶養手当受給者への出張相談を行っていることから、開催の日程調整が難しい状況である。そのため、２月、３月に集中してしまっているのではないかと考えている。
ご意見を踏まえ、開催時期や規模について、改めて検討していく。

協議員 就職相談の職業紹介では、業種別、例えば事務系、屋外業務、単一作業、対面、非対面、集団での作業などだが、何かしていることはあるか。
過去に面接で、「自分は社会の役に立てるかわからない」とおっしゃる方がおり、その方に対しては、貢献できるかよりも前に、まず働くこと、どのような仕事が好きか、続けていけそうな仕事は何か、といったお話をしたことがある。就職支援セミナーでは、就職しやすくなるように一段階ハードルを下げた職業の紹介、説明、相談等をおこなうよう要望する。

事務局 就職支援セミナーについて、内容的にはかなりハードルを下げている。
全ての参加者が、就労経験が少ないというわけではないが、まずは、就労意欲を喚起したいという気持ちがある。
セミナーは１回あたり９０分であるが、堅苦しい話はせず、前半は座学のような形で仕事に関する話をし、後半は、スタッフが模擬面接をロールプレイし、参加者の意見を聞く。昨年度に関しては、参加者に実践してもらおう試みも行った。毎年様々な案を練り、前年度の様子を見ながら内容を変えるようにしている。セミナーのタイトルに関しては、どうしても似たような言葉に集約されてしまいが、内容はこのようなところである。

議長 そのほか質疑等あるか。

－ 質疑等なし －

議長 それでは、令和8年度 川口市福祉・就労支援連携事業計画の原案を承認して
よいか。

－ 全協議員より議題（2）は承認された －

－ 議事終了 －

－ 議長の任を解く －

事務局 次第の6 県内の雇用失業情勢等について、埼玉労働局に説明を求める。

労働局 初めに、令和8年2月分の埼玉労働市場ニュースより、県内の労働市場の状況
について報告。

有効求人倍率は1.09倍、前月より0.02ポイント低下している、有効求人数は
9万7,193人、前月と比べ1.4%減少している。有効求職者数は8万9,157人
で前月と比べ0.4%増加している。

有効求人倍率については、数ヶ月は1.1倍台で推移していたが、令和8年2月
は前月と比べ、求人数が1.4%減少し、求職者数が0.4%増加しての有効求人
倍率1.09倍である。

基調判断については、「現在の雇用情勢は、求職者が引き続き高水準にあり、求
人の動きに足踏みも見られるなど、持ち直しの動きに弱さが感じられる。物価
上昇等が雇用に与える影響に注意する必要がある」としている。

続いて、「令和8年度埼玉労働局行政運営方針」のうち、職業安定行政関係の
主な取り組みについて説明。

人材確保の支援の推進については、生産年齢人口が減少する中、多くの職種に
おいて人手不足である。中小企業等に対する人材確保支援として、引き続き求
人者支援サービスの充実を図るとともに、医療、介護、保育、建設、運輸、警
備の分野において、県内五つのハローワークに設置している人材確保・就職支
援コーナーを中心に、全てのハローワークにおいて、重点的なマッチング支援
を実施していく。

特に今年度は、医療福祉を支える求人充足プロジェクトとして、医療・介護・
保育分野の事業所に対し、アウトリーチによる求人充足支援を重点的に取り組
んでいく。

多様な人材の活躍促進については、高齢者の活躍促進について、70歳までの就
業機会確保のための環境整備についてシルバー人材センター等と連携し、県内
13ヶ所のハローワークに設置している生涯現役支援窓口において、高齢者の就
職支援を実施していく。

障害者の就労支援については、法定雇用率のさらなる引き上げに向け、ハロー
ワークでは関係機関と連携し、障害特性に応じた採用の準備段階から採用後の

職場定着まで、一貫したチーム支援を実施していく。

外国人の求職者等の就労支援については、ハローワークの外国人雇用サービスコーナーや、新卒応援ハローワークにおいて、外国人求職者、外国人留学生等の職業相談や、求人開拓を実施していく。

子育て中の方等に対する就職支援については、ハローワークの専門窓口として、マザーズハローワークやマザーズコーナーにおいて、地域の子育て支援拠点や関係機関と連携してきめ細やかな就職支援を実施していく。

以上が主な取り組みとなるが、いずれも取り組みを進める上では、川口市をはじめとする自治体や関係機関の協力が不可欠となるため、引き続き、ご理解とご協力をお願いしたい。

協議員 高齢者、障害者、外国人等就職が難しい方々に対する支援を特化して取り組まれていることが分かった。そうした方々に選択と集中をして、職業紹介をすることが必要となってきたらと思ったので、人材が不足している分野の人材確保の支援について、引き続き取り組んでいただきたい。

事務局 そのほか質疑等あるか。

－ 質疑等なし －

－ 協議終了 －

事務局 次第の7 その他について、令和8年4月から生活保護受給者および生活困窮者に対する就労支援の委託業者が株式会社シグマスタッフに変更となった。支援については、昨年度までは市内の事務所を拠点に実施していたが、今年度から市役所第三庁舎で実施し、担当ケースワーカーとの連携がしやすくなるなどのメリットがある。支援方法等について気付いた点等があれば連絡してほしい。

事務局 審議終了により、閉会とする。

－ 閉会 午前10:42 －